

## 誓約書の記入要領

- ① 申請者、申請者が法人である場合のその役員及び申請者が成年と同一の能力を有しない未成年者の場合のその法定代理人が次に掲げる者に該当するときは、登録は受けられず、また、登録を受けた後においても、その登録を取り消されることとなります。誓約書は、これらすべての者が個々に提出すべきですが、ここでは申請者が法人であるときはその代表者が、個人であるときにはその者が、代表してその旨を誓約すればよいこととされています。
- (1) 浄化槽法又は同法に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
  - (2) 浄化槽工事業の登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者（浄化槽工事業者が法人である場合には、その処分のあった日前30日以内にその法人の役員であった者を含む。）
  - (3) 都道府県知事より事業の停止を命じられ、その停止の期間が経過しない者
  - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律) 第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（(8)において「暴力団員等」という。）
  - (5) 浄化槽工事業に係る営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が(1)から(4)までに該当するもの
  - (6) 法人でその役員のうちに(1)から(5)までに該当する者があるもの
  - (7) 営業所ごとに浄化槽設備士を置かない者
  - (8) 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- ② 「申請者」の欄は、浄化槽工事登録申請書(様式第1号)の記載要領⑦に準じて記載すること。
- ③ 「法定代理人」とは、未成年者が法律行為を行う場合に、同意を得ることが必要とされる法律上の代理権を有する者をいい、未成年者が浄化槽工事業を営む場合には、法定代理人を選任しなければなりません。
- ④ 日付については、元号により記載すること。